

令和 7 年 5 月市議会臨時会提出議案

八 尾 市

議案第44号

八尾市市税条例の一部改正専決処分承認の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部改正については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和7年5月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第1号

八尾市市税条例の一部改正専決処分の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部改正については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和7年4月1日専決

八尾市長 山 本 桂 右

八尾市条例第23号

八尾市市税条例の一部を改正する条例

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第25条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第66条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第94条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第89条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第95条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第119条第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第135条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第12条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条

第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第13条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第37条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の八尾市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第89条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第45号

損害賠償に関する和解専決処分承認の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第3項により市議会の承認を求める。

令和7年5月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

専決第 2 号

損害賠償に関する和解専決処分の件

損害賠償に関する和解については、特に緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行うものとする。

令和 7 年 4 月 16 日 専決

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 和解の相手方

** **

2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、金 905,300円を支払う。
- (2) 今後本件事故に関しては、双方共裁判上又は裁判外において一切異議及び請求の申立てをしないことを誓約する。

3 事故の概要

令和 7 年 1 月 9 日午後 3 時 30 分頃、八尾市福万寺町七丁目 107 番地先の狭^{あい}隘な道幅の路上において、本市土木管理事務所職員が公用車を運転中、前方から大型トラックが走行してきたので、行き違いができないと判断し、道を譲ろうと公用車を一旦停車させ後退させたところ、その後方で停車していた相手方運転の大型バイクに接触し、そのはずみで当該バイクが転倒し損傷したものである。

議案第46号

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（昭和32年八尾市条例第177号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年5月20日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）の一部改正により普通恩給の最低保障額等が引き上げられたことから、これに準じて退職年金及び遺族年金の最低保障額等を改定するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（昭和32年八尾市条例第177号）の一部を次のように改正する。

附則第20項の見出し中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改め、同項中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に、「令和6年八尾市条例第30号」を「令和7年八尾市条例第 号」に、「平成12年4月分」を「令和6年4月分」に改める。

附則第24項中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改め、同項の表中「1,163,300円」を「1,185,900円」に、「872,400円」を「889,400円」に、「813,400円」を「829,200円」に改める。

附則第26項第1号中「273,900円」を「279,100円」に改め、同項第2号中「156,400円」を「159,400円」に改め、同項第3号中「156,000円」を「159,000円」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

令和6年4月分以降に係る退職年金 及び遺族年金の年額の計算の基礎と なっている給料年額	仮定給料年額
1,178,000円	1,200,900円
1,230,100円	1,254,100円
1,283,800円	1,308,800円
1,336,800円	1,362,900円
1,391,200円	1,418,300円
1,424,900円	1,452,600円
1,458,600円	1,487,100円
1,497,000円	1,526,100円
1,551,600円	1,581,800円

1, 598, 600円	1, 629, 800円
1, 642, 600円	1, 674, 600円
1, 695, 600円	1, 728, 600円
1, 749, 100円	1, 783, 100円
1, 807, 300円	1, 842, 500円
1, 866, 300円	1, 902, 600円
1, 939, 700円	1, 977, 500円
1, 986, 100円	2, 024, 800円
2, 045, 800円	2, 085, 600円
2, 104, 000円	2, 145, 000円
2, 219, 300円	2, 262, 600円
2, 250, 400円	2, 294, 200円
2, 339, 300円	2, 384, 900円
2, 457, 400円	2, 505, 300円
2, 588, 000円	2, 638, 400円
2, 654, 700円	2, 706, 400円
2, 718, 300円	2, 771, 200円
2, 809, 100円	2, 863, 800円
2, 862, 600円	2, 918, 300円
3, 017, 300円	3, 076, 100円
3, 094, 200円	3, 154, 500円
3, 174, 400円	3, 236, 200円
3, 328, 900円	3, 393, 700円
3, 484, 600円	3, 552, 500円
3, 525, 300円	3, 593, 900円
3, 654, 000円	3, 725, 100円
3, 836, 600円	3, 911, 300円
4, 017, 500円	4, 095, 800円
4, 129, 200円	4, 209, 600円

4,238,100円	4,320,700円
4,459,200円	4,546,100円
4,675,700円	4,766,800円
4,718,200円	4,810,100円
4,886,500円	4,981,600円
5,098,600円	5,197,900円
5,309,700円	5,413,100円
5,519,300円	5,626,800円
5,651,700円	5,761,700円
5,792,700円	5,905,500円
6,064,300円	6,182,400円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(職権改定)

- 2 改正後の条例の規定による退職年金及び遺族年金の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

(委任)

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和 7 年 5 月市議会臨時会提出議案

令和 7 年 5 月発行（R 7－41）

八尾市総務部政策法務課